

令和6年度第3回潮来市の国民健康保険事業の

運営に関する協議会 次第

日 時 令和7年2月27日(木)

午後 7 時～

場 所 潮来市役所 3階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 報告 1 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

資料No. 1

4 協議事項

(1) 認定 1 令和7年度潮来市国民健康保険特別会計予算(案)について

資料No. 2

(2) 認定 2 潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

資料No. 3

5 その他

6 閉 会

潮来市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

(任期) 令和4年4月1日～令和7年3月31日

区 別	氏 名	住 所	備 考
医 代 療 機 関 表	飯 島 福 生	日の出 8-12-9	飯島内科
	石 毛 雄 幸	潮来 226	石毛医院
	鈴 木 潤 一	潮来 91-8	鈴木歯科医院
	橋 本 博 幸	鹿嶋市津賀 1920-38	田辺薬局潮来延方店
被 代 保 険 者 表	遠 峰 政 幸	大生 1181	
	茂 木 春 美	島須 520	
	立 原 英 男	潮来 110-14	
	兼 平 由美子	上戸 2155-1	
公 益 代 表	小 峰 進	徳島 1840	議会議長
	平 田 健 三	大塚野 2-21-5	教育福祉経済委員長
	茂 木 一 弘	茂木 329	区長会長(茂木地区)
	井 上 志津江	日の出 2-25-5	民生・児童委員協議会副会長

(敬称略・順不同)

(1) 報告1 令和7年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

(令和7年1月14日 茨城県提示資料より)

○ 茨城県の状況

	被保険者数 (人)	伸び率 (%)	事業費納付金 (千円)	1人当たり(円) 事業費納付金	備考
令和5年度	605,689		80,968,420	133,680	
令和6年度	569,231	△6.02	79,997,713	140,536	
令和7年度	547,734	△3.78	76,595,747	139,841	

※ 被保険者数については、減少傾向にある。

○ 潮来市の状況

	被保険者数 (人)	伸び率 (%)	事業費納付金 (千円)	1人当たり(円) 事業費納付金	備考
令和5年度	6,697		848,102	126,639	
令和6年度	6,253	△6.63	830,636	132,838	
令和7年度	5,793	△7.36	780,150	134,671	

※ 被保険者数については、減少傾向にあるが、1人当たり事業費納付金は増加傾向にある。

茨城県と比べると、被保険者の減少率が大きく、1人当たり事業費納付金が増加傾向にある。

令和7年度

潮来市国民健康保険特別会計予算（案）説明書

潮 来 市

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(単位：千円)

歳 入		款	項	金 額
1 国	民 健 康 保 険 税	税		503,395
2 使	用 料 及 び 手 数 料	料		503,395
			1 手 数	378
3 国	庫 支 出 金	金		378
			1 国 庫 補 助 金	130
4 県	支 出 金	金		130
			1 県 補 助 金	2,263,405
			2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	2,263,404
				1
5 財	産 収 入	入		2,179
			1 財 産 運 用 収 入	2,179
6 繰	入 金	金		340,365
			1 他 会 計 繰 入 金	237,192
			2 基 金 繰 入 金	103,173
7 繰	越 金	金		1
			1 繰 越 金	1
8 諸	収 入	入		12,947
			1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	2,502
			2 預 金 利 子	1
			3 貸 付 金 元 利 収 入	1,001
			4 受 託 事 業 収 入	2,400
			5 雑 入	7,043
	歳 入 合 計	計		3,122,800

歳出 (単位：千円)

款		項	金	額
1	総務費			69,421
		1 総務管理費		42,179
		2 徴税費		26,937
		3 運営協議会費		305
2	保険給付費			2,210,456
		1 療養諸費		1,880,299
		2 高額療養費		321,404
		3 移送費		100
		4 出産育児諸費		6,003
		5 葬祭諸費		2,550
		6 傷病手当金		100
3	国民健康保険事業費納付金			780,151
		1 医療給付費分		503,761
		2 後期高齢者支援金等分		204,968
		3 介護納付金分		71,422
4	保健事業費			43,990
		1 保健事業費		5,658
		2 特定健康診査等事業費		38,332
5	基金積立金			2,179
		1 基金積立金		2,179
6	諸支出金			6,603
		1 償還金及び還付加算金		5,601
		2 延滞金		1
		3 貸付金費		1,000
		4 一般会計繰出金		1
7	予備費			10,000

(単位：千円)

款		項		金 額
7 予	備	費	1 予	
	歳	出	合 計	
				10,000
				3,122,800

歲入歲出予算事項別説明書

歳入

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	1 国民健康保険税	503,395	502,639	756	
		退職被保険者等 国民健康保険税	0	6	△ 6	廃目整理
2 使用料及び手数料	1 手数料	1 督促手数料	378	200	178	
3 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国民健康保険災害臨時 特別補助金	1	1	0	
		社会保険・税番号制度シ ステム整備費等補助金	69	78	△ 9	
		健康保険組合等出産育児 一時金臨時補助金	60	80	△ 20	
		1 保険給付費等交付金	2,263,404	2,131,220	132,184	普通交付金、特別交付金
4 県支出金	1 県補助金	1 財政安定化基金交付金	1	1	0	
5 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	2,179	55	2,124	支払準備基金に係る預金利子
6 繰入金	1 他会計繰入金	1 一般会計繰入金	237,192	249,492	△ 12,300	保険基金安定繰入金(保険税軽減分)、保険基金安定繰入金(保険者支援分)、未就学児均等割保険料繰入金、職員給与費等繰入金、産前産後保険料繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金
		2 基金繰入金	103,173	156,373	△ 53,200	国民健康保険事業費納付金の納付等に活用
7 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	
8 諸収入	1 延滞金・加算金 及び過料	1 延滞金	2,500	2,500	0	保険税滞納延滞金
		2 加算金	1	2	△ 1	不正利得返還に係る加算金
		3 過料	1	1	0	
		退職被保険者延滞金	0	1	△ 1	廃目整理
		2 預金利子	1	1	0	
		3 貸付金元利収入	1,001	1,001	0	高額療養費貸付金に係る償還金
9 受託事業収入	1 特定健康診査等受託料	1 特定健康診査等受託料	2,400	2,400	0	特定健康診査等個人負担金

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
8 諸収入	5 雑入	1 滞納処分費	1	1	0	
		2 第三者納付金	6,100	6,100	0	国保法第64条関係
		3 返納金	925	921	4	現物給付分、現金給付分、国保法第65条関係等
		4 雑入	17	20	△ 3	雇用保険料等
		退職被保険者等 第三者納付金	0	2	△ 2	廃目整理
		退職被保険者等 返納金	0	4	△ 4	廃目整理
	歳入合計		3,122,800	3,053,100	69,700	

歳 出

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	36,841	35,740	1,101	人件費、事務費、保険者事務共同電算処理業務手数料、電算委託等
		2 国民健康保険団体連合会負担金	1,205	1,119	86	会員負担金、KDB補完システム維持管理負担金等
		3 医療費適正化特別対策事業	4,433	3,773	360	レセプト点検に係る経費、レセプト二次点検業務手数料等
	2 徴税費	1 徴税総務費	22,698	23,878	△ 1,180	人件費、事務費等
		2 賦課徴収費	4,078	3,762	316	事務費、電算委託等
		3 収納率向上特別対策事業費	161	161	0	職員手当等
2 保険給付費	3 運営協議会費	1 運営協議会費	305	299	6	運営協議会に係る経費、運営協議会長会負担金等
		1 療養給付費	1,862,107	1,786,147	75,960	診療（入院、入院外、歯科、調剤等）に係る給付
		2 療養費	11,209	12,279	△ 1,070	診療費、補装具、柔道整復師等に係る給付
		3 審査支払手数料	6,983	7,106	△ 123	診療報酬明細書等に係る審査支払手数料
		退職被保険者等療養給付費	0	50	△ 50	廃目整理
		退職被保険者等療養費	0	10	△ 10	廃目整理
	2 高額療養費	1 高額療養費	321,254	277,934	43,320	医療費が自己負担限度額を超えた場合に支給
		2 高額介護合算療養費	150	150	0	医療費等の自己負担額の年額が限度額を超えた場合に支給
		退職被保険者等高額療養費	0	10	△ 10	廃目整理
	3 移送費	1 移送費	100	100	0	被保険者の移送に係る給付
		退職被保険者移送費	0	1	△ 1	廃目整理
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	6,000	8,000	△ 2,000	被保険者の出産に関する給付
		2 審査支払手数料	3	4	△ 1	出産育児一時金に係る出産事務費
	5 葬祭諸費	1 葬祭費	2,550	2,650	△ 100	死亡した被保険者の葬祭を行う者に支給
	6 傷病手当金	1 傷病手当金	100	100	0	

(単位：千円)

款	項	目	本年度予算	前年度予算	比較	説明
3 国民健康保険事業 費納付金	1 医療給付費分	1 医療給付費分	503,761	533,652	△ 29,891	茨城県の財政運営に係る事業費納付金
	2 後期高齢者支援金等 分	1 後期高齢者支援金等分	204,968	221,409	△ 16,441	茨城県の財政運営に係る事業費納付金
	3 介護納付金分	1 介護納付金分	71,422	75,577	△ 4,155	茨城県の財政運営に係る事業費納付金
4 保健事業費	1 保健事業費	1 保健事業費	5,658	3,955	1,703	生活習慣病予防に係る経費等
	2 特定健康診査等事業 費	2 特定健康診査等事業費	38,332	38,063	269	特定健診等に係る経費等
5 基金積立金	1 基金積立金	1 支払準備基金積立金	2,179	55	2,124	支払準備基金に係る預金利子
6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	1 償還金	1	1	0	
		2 保険税還付金	5,500	6,000	△ 500	国保税過誤納還付金
		3 保険税還付加算金	100	100	0	
		退職被保険者等 保険税還付金	0	1	△ 1	廃目整理
	2 延滞金	退職被保険者等 還付加算金	0	1	△ 1	廃目整理
		1 延滞金	1	1	0	
	3 貸付金費	1 高額療養費貸付金費	1,000	1,000	0	高額療養費貸付金
7 予備費	4 一般会計繰出金	1 繰出金	1	1	0	
	1 予備費	1 予備費	10,000	10,000	0	
	1 共同事業拠出金	1 その他共同事業拠出金	0	1	△ 1	廃款 (項) (目) 整理
歳出合計			3,122,800	3,053,100	69,700	

(2) 認定 2 潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

国民健康保険の安定的な財政運営及び効率的な事業運営を行うため、「潮来市国民健康保険税率の見直し」について、令和6年12月19日に国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、令和7年1月9日に答申を受けた内容に基づき、令和7年度からの国民健康保険税の税率改正等を行うものです。

2 改正内容

(1) 基礎課税分

・所得割率（第3条）

現行：100分の5.7 → 改正後：100分の6.3

・均等割額（第4条）

現行：32,000円 → 改正後：35,000円

(2) 後期高齢者支援金分

・所得割率（第6条）

現行：100分の2.8 → 改正後：100分の3.0

・均等割額（第7条）

現行：16,000円 → 改正後：17,000円

(3) 介護納付金分

・所得割率（第8条）

現行：100分の2.0 → 改正後：100分の2.1

・均等割額（第9条）

現行：15,000円 → 改正後：16,000円

(4) 低所得者に係る減額措置（第23条第1項）

基本となる均等割額の改正に伴い、低所得者軽減に係る均等割額を改正するもの。

(5) 未就学児に係る減額措置（第23条第2項）

基本となる均等割額の改正に伴い、未就学児に対する均等割軽減額を改正するもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

潮来市国民健康保険税条例の一部改正について

潮来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

潮来市長 原 浩道

潮来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

潮来市国民健康保険税条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。（下線の部分は改正箇所）

改正後	現 行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以 下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 6 . 3</u> を乗じて算 定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3 5 , 0 0 0 円</u> とする。 第 5 条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分 の 3 . 0</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均 等割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>1 7 , 0 0 0 円</u> とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以 下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 5 . 7</u> を乗じて算 定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3 2 , 0 0 0 円</u> とする。 第 5 条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分 の 2 . 8</u> を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均 等割額) 第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>1 6 , 0 0 0 円</u> とする。

第7条の2 (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>16,000円</u>とする。 第10条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>24,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>11,900円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>11,200円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>17,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>8,500円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>8,000円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について	第7条の2 (略) (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。 第10条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 (略) (1) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>22,400円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>11,200円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>10,500円</u> (2) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>16,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>8,000円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>7,500円</u> (3) (略) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
---	---

7, 000円		6, 400円	
イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 400円</u>		イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 200円</u>	
ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 200円</u>		ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3, 000円</u>	
2 (略)		2 (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	<u>5, 250円</u>	ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯	<u>27, 200円</u>
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	<u>8, 750円</u>	イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯	<u>24, 000円</u>
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	<u>14, 000円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯	<u>19, 200円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>17, 500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>16, 000円</u>
(2) (略)		(2) (略)	
ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯	<u>2, 550円</u>	ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯	<u>13, 600円</u>
イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯	<u>4, 250円</u>	イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯	<u>12, 000円</u>
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯	<u>6, 800円</u>	ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯	<u>9, 600円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>8, 500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯	<u>8, 000円</u>
3 (略)		3 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の潮来市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険の安定的な財政運営及び効率的な事業運営を行うことを目的とし、潮来市国民健康保険税の税率改正を行うため。

4 保険税率改正後の調定額（見込）について

（参考 1）

○試算に基づく調定額（見込）

☆ 総額で 45,227,600 円増

（単位：円、％）

	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	増加額 (B) - (A)	増加率 (B) / (A)
基礎分	337,665,600	369,863,900	32,198,300	9.5
後期分	164,646,300	175,003,400	10,357,100	6.3
介護分	50,172,000	52,844,200	2,672,200	5.3
計	552,483,900	597,711,500	45,227,600	8.2

（R7.1.22 現在 被保険者数 6,414 人、世帯 4,065 世帯で試算）

（参考 2）

○世帯の税額（軽減なし） 例：夫（60 歳）と妻（58 歳）の 2 人世帯
（世帯の給与：3,640,000 円、世帯の所得 2,225,600 円、
世帯の課税標準所得額 1,365,600 円で試算）

☆ 年 22,200 円の増

令和 6 年度：国保税額 269,300 円 → 令和 7 年度：国保税額 291,500 円

○世帯の税額（低所得者 7 割軽減） 例：世帯主（59 歳）のみ世帯
（世帯の給与収入 720,000 円、世帯の所得 170,000 円、
世帯の課税標準所得額 0 円で試算）

☆ 年 1,500 円の増

令和 6 年度：国保税額 18,900 円 → 令和 7 年度：国保税額 20,400 円

5 今後予定される国民健康保険税条例の改正

※地方税法及び地方税法施行令改正に伴う改正

○課税限度額の引上げ

基礎課税分	6 5 万円	→	6 6 万円	(1 万円増)
後期高齢者支援金等分	2 4 万円	→	2 6 万円	(2 万円増)
介護納付金分	1 7 万円		(変更なし)	

○軽減所得判定基準額の引上げ

7 割軽減	(変更なし)			
5 割軽減	2 9 万 5 千円	→	3 0 万 5 千円	(1 万円増)
2 割軽減	5 4 万 5 千円	→	5 6 万円	(1 万 5 千円増)